

## 北薩広域行政事務組合条件付一般競争入札に係る郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北薩広域行政事務組合財務規則（昭和58年北薩広域行政事務組合規則第17号）第2条の規定により準用する出水市契約規則（平成18年出水市規則第49号。以下「規則」という。）第17条及び北薩広域行政事務組合建設工事条件付一般競争入札実施要綱（平成28年北薩広域行政事務組合告示第7号。以下「実施要綱」という。）の規定に基づき郵便による入札（以下「郵便入札」という。）を実施する場合の事務手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 郵便入札の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、実施要綱第2条の規定による建設工事で、理事長が指定するものとする。

(公告)

第3条 対象工事の郵便入札に当たっては、公告において、規則第3条に定めるもののほか、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到達期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) その他条件付入札に関し必要な事項

(入札書の郵送方法)

第4条 公告で示す入札書の郵送方法は、公告した入札書の到達期限（以下「入札書到達期限」という。）までに、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によるものとする。

2 入札書の郵送に当たっては、入札書を入れた封筒（以下「封筒」という。）の表面に工事名、開札日時（公告で示した開札の日時をいう。以下同じ。）及び入札書在中の旨を、裏面に差出人の住所及び商号又は名称を記載の上、これを封印しなければならない。

3 公告で示すところにより工事費内訳書の提出を求める場合は、入札書及び

工事費内訳書を同封し、前2項の規定により郵送するものとする。

4 郵送した入札書及び工事費内訳書は、書換え又は引換えをすることができない。

(入札の辞退)

第5条 入札書の郵送後に入札を辞退しようとする者は、開札日時までに入札辞退届を持参又は郵送により理事長に提出しなければならない。

(封筒の保管)

第6条 第4条の規定により郵送された封筒は、開札日時まで開封せず、総務課施設整備係において厳重に保管するものとする。

(封筒の不受理)

第7条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する封筒は受け付けないものとし、不受理通知書を添えて普通郵便により、差出人に返送するものとする。

- (1) 第4条第1項に規定する方法以外の方法により郵送された封筒
- (2) 入札書到達期限を過ぎて郵送された封筒
- (3) 工事名が記載されていないこと、記載された事項が公告に定めた事項と異なること等の理由により対象工事を識別することが困難である封筒

(無効入札)

第8条 対象工事を条件付一般競争入札に付する場合の規則第3条第1項第9号の入札に関する条件に違反した入札は、次に掲げる入札とする。

- (1) 落札者が決定するまでに入札参加資格要件に該当しなくなった者が行った入札
- (2) 入札書に記名又は押印がない入札
- (3) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (4) 公告で示すところにより工事費内訳書の提出が求められた場合において、工事費内訳書が封筒に同封されていない入札
- (5) 公告で示すところにより工事費内訳書の提出が求められた場合において、工事費内訳書に記載された合計額が入札書に記載された金額と異なる入札

(開札の立会い)

第9条 開札は、入札参加者のうち立会いを希望する者を1人以上立ち会わ

せて執行するものとする。ただし、立会希望者がいないときは、総務課施設整備係以外の職員を立ち合わせるものとする。

- 2 前項本文の規定に基づき開札に立ち会う者は、入札参加者又は入札参加者の委任を受けた代理人でなければならない。この場合において、入札参加者は、他の入札参加者の代理となることはできない。

(開札)

第10条 開札は、公告で示した日時及び場所で行う。

- 2 入札参加者（立会者に選定されたものを除く。）が、開札場所への入室を求めたときは、これを認めるものとする。

- 3 開札の結果、落札すべき価格について同一価格の入札が2者以上あるときは、落札決定を保留し、当該入札をした者（以下「同一価格者」という。）に出席を求め、抽選により落札者を決定するものとする。ただし、同一価格者全員が、現に立会いを行っている場合は、その場でくじを引くものとする。

- 4 前項の場合において、同一価格者が出席をしないとき又は出席をしてもくじを引かないときは、総務課施設整備係以外の職員に抽選させるものとする。

(落札者への通知等)

第11条 落札者を決定したときは、速やかにその旨を当該落札者に口頭又は書面により連絡する。

(入札の延期及び中止)

第12条 理事長は、実施要綱第11条に規定する入札の競争性が確保されないと認めるときのほか、郵便事故が発生したときは、指名委員会の審査を経て、当該条件付一般競争入札を延期し、又は中止することができる。

(異議の申し立て)

第13条 入札参加者は、この要領、関係法令等に基づく入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。